

## テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その４）

２０１４年６月２６日

警察庁長官 米田 壮 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目９番６号

東西館ビル本館４７号室

電話&FAX ０３－５２１２－４６１１

### 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、これまでに三度、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を撲滅することを目的とした陳情書及び要望書を提出してまいりました。２００８年５月１３日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をご理解頂いて、それに適切に対処できる法整備と、速やかに両犯罪を捜査できるようにするための警察官の教育体制の確立等をお願いしてまいりました。また、２０１０年９月１６日付安藤隆春元長官宛て要望書では、見えないテクノロジー犯罪の捜査が困難を極めることは明らかであることから、要らぬ労力を省くために、その元を絶つ観点からの要望をしてまいりました。その内容は、テクノロジー犯罪に使われている高度な技術を掌握している組織は限られておりますので、その特定と、悪用した場合速やかに捜査できる法整備の要望でありました。つまり一方では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が行われている現実を直視してそれに対処できる体制の確立であり、一方では犯罪の元を見極めて犯罪を抑止する体制確立の要望でありました。そして安藤隆春元長官に宛てた二度目の要望書（２０１１年５月１９日付）では、両犯罪の本質を理解することによる対策を要望致しました。

今回四度目となります本要望書を提出するに当たり、都内の治安を担当する警視庁の対応に不審に思わざるを得ないものがありますことから、まずそれに付いて記すことに致します。例年のことですが、都庁陳情の後警視庁にまいり

ます。そのアポイントを取るために電話を入れますが今回はどうしてもアポイントが取れません。生活安全相談センターレベルでのアポイントであるにもかかわらずそれができないということは信じ難いことでもあります。電話対応した女性担当はこれまでに提出した警視総監宛て要望書も存在しないと公言する始末であります。また警視総監宛て要望書の提出なら別の部署だということで広報課に回されましたが、そこでは相談は相談センターだということでまた戻される始末であります。これまでも警視庁に行っておりますが年々対応が悪くなる状況であります。都内在住被害者とともに相談に行くのに何で相談に応じられないのか全く理解できません。当NPOが取り組む犯罪の魔の手が警視庁の相談窓口にまで及んでいることが考えられます。この状態を米田警察庁長官には打破して頂きますようお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して特定個人をピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃する犯罪を、後者は、不特定多数あるいは特定少数による特定個人に対するつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続的に行なう犯罪を意味しております。

今回四度目となります本要望書を提出する理由は以下であります。

- ① テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は1, 323名となり増え続けております。しかしこの数は氷山の一角にも満たないと考えられます。被害を認識できないレベルの攻撃を受けている被害者、ある程度認識していても精神的問題と誤解されるのを恐れて口外しないでいる被害者、恥ずかしい攻撃のため口外できないでいる被害者、被害を認識する前に殺されてしまった被害者、等おびただしい数の被害者が存在すると考えます。さらには全ての国民がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の傘下に入っていると思えるものもあります。よって国民的問題と考えるべきであります。
- ② テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が全国に存在することから全国規模の組織犯罪と考えられます。
- ③ 確認被害者1, 323名中すでに17名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が全国に多数存在します。
- ④ お亡くなりになった17名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。

- ⑤ 両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワーさんの証言『マイクロウェーブ技術の危険性』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このように精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はありません。これによりさらに自殺者が増えることが考えられます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。
- ⑥ テクノロジー犯罪被害として三欲操作や音声送信被害がありますが、前記バリー・トゥロワー氏は「6.6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作を裏付けております。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。信じられない凶悪犯罪の増加も社会問題化しており、それを抑止することも国の重要施策の一つとなっております。そのために信じ難い凶悪犯罪の減少を真剣に考えるならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。
- ⑦ テクノロジー犯罪に使われている電磁的媒体が人体に影響を与える事例として、1997年12月16日発生したポケモン事件があります。テレビアニメの放映中にあった赤い光の激しい点滅に反応して光過敏性発作を引き起こしたということですが、15～16Hzがてんかん症状を誘発する周波数であることは一部の学者は認識していたようであります。放映では16H

z 弱であったことが確認されており、16 Hz であつたら被害はもっと大きかった可能性を指摘する学者がおります。また合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づいて公開した資料によりますと、15 Hz が光過敏性発作を誘発する周波数であるとしております。その資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』を添付致します。光は電磁波ですから、この事件は電磁波に非熱効果があることを一般に知らしめた最高の事例であります。これが故意に使われる恐れがありますので、15～16 Hz に限らず、人間に影響を与える周波数は、テレビ・ラジオだけでなく、全無線設備で使用を禁止する法が制定されてしかるべきであります。

- ⑧ これまでの調査から嫌がらせ犯罪に十一の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が (①集団性)、四六時中 (②継続・反復性)、つきまとい (③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる (④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります (⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており (⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており (⑪非常識性)、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは犯罪主体にとっては困ることです。一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど判断能力を超えてパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。これまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると思います。さらにこれに加わるテクノロジー

一犯罪の実態を知ることで犯罪の全貌がより明確になってまいります。非常識に徹するという強固な意思はテクノロジー犯罪でもみられることでその犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。

- ⑨ 犯罪主体が描く上記構図と現代の世相（自殺者の増加、精神疾患患者の増加、信じ難い凶悪犯罪の増加）とが合致していることは注目すべき事実であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が世相に影響を与えられるほどの実力者であることが想像されます。この点からもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策が三つの大きな社会問題の解決に不可欠であることが分かります。
- ⑩ 圧倒的多数の被害者がなぜこのような犯罪の対象になったのか分からないと証言しております。しかも無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思は恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅するだけであります。国内の治安を司る警察庁は断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。
- ⑪ 被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっておりますが、本問題が諜報活動との類似性があるならば、日本の公安当局も認識していなければならないことであります。認識するだけでなく目を光らせていなければならないのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作員活動による被害者が現れるのは必定であります。しかし現実に諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法は、ここまで考えなければ理解できないもので、日本人はいつまでも泣き寝入りしているべきではないと考えます。
- ⑫ 当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発

は65年前に「サイバー」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO16年間の活動の成果であります。これに付きましては、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので、当NPOホームページあるいはユーチューブでご覧頂きますようお願い申し上げます。

- ⑬ 上記成果は国民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わりで、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。当NPOとしてそのような認識に至らざるを得なくなっておりますことから、最先端の軍事技術の悪用という面からの捜査が必要となっております。
- ⑭ 上記認識を持つことによって、警察への認識も新たになり、それも望まれることであります。これまで日本国民は余りにも警察を信用し過ぎてきたように思います。冒頭部分に記しましたように、被害者がどの自治体よりも多い東京都の治安を担当している警視庁の当NPOへの対応は常識では考えられないものであります。都民の窮状を聴取できないで安心安全社会は断じて

構築されません。都民の窮状も聞かない態度からは守っているものが別にあるのではと疑ってしまいます。犯罪主体にやさしく被害者に厳しい警視庁の体質は改善されるべきであります。警視庁に対する厳しい指導が必要であります。

- ⑮ 警察の対応について被害者証言からさらに付け加えておかなければならないことがあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が身を守るために足を運ぶのは警察であります。にもかかわらず犯罪として受け入れてもらえないというのが実際のところであります。それだけでなく被害者が来るのを知っていたかのようにおかしな態度で対応されたという証言がかなりあります。このことから被害者の行動が監視され、その情報が警察にも及んでいくことが考えられます。警察が利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官が動かされていないかを調査することは、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を解明する一番の近道と考えます。これは警察の内部調査でできることですのでこれほど容易なことはありません。警察内での本来の指示ルートで理解し難い指示が出されていないか、本来の指示ルートではない外部からの指示で動かざるを得なかったことがないか、ある場合それはどのような指示でその指示元は何者か、是非とも全警察官を対象に調査して頂きますようお願い申し上げます。
- ⑯ テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が世界的規模で発生していることを知ることにも重要であります。諸外国の被害者との被害内容の類似から、マニュアルをもって行われていることが考えられるようになりました。これに関してアメリカではオバマ大統領諮問「生命倫理問題に関する委員会」が一昨年3月1日に開催され、その第10セッションーパブリックコメントーの場で20数名のアメリカ人被害者及びその支援者が証言をしております。その翻訳文をここに添付致しましたので是非とも参照願います。

以上の理由から本要望書を提出せざるを得ないものであり、米田長官には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を、被害者と日本警察組織が一体となって解決できるよう、以下の要望事項を速やかに実行して頂きますようお願い申し上げます。

尚、これまでに提出した陳情書・要望書の扱いに付きましては、法と証拠に基づいて誠実に対処していることを文書で回答頂いておりますが、上記しましたテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の性質から、それだけでは全く足りないことがご理解頂けると思います。国民主権を大きく揺るがす強固な意思に基づいた組織犯罪であり、無辜の人間、しかも子供も対象として行われている憎むべき犯

罪であります。善用すれば人類に計り知れない福をもたらすテクノロジーを悪用ばかりしている犯罪主体は一刻も早く白日の下に晒されるべきであります。よってこれは法と証拠に基づく捜査以前に国家が動くべき巨大犯罪と考えます。その観点から以下要望致しますので、速やかに実行して頂きますよう方々お願い申し上げます。またその進捗状況を随時お知らせ頂きますようお願い申し上げます。

## 要 望 内 容

### 要望事項 1.

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態を全警察官が認識するようにして下さい。そのために、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画を当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてありますので、全警察官が観るように指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない警察官がいないまでに徹底して下さい。

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム

[http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/forum/2013forum\\_rep.html](http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/forum/2013forum_rep.html)

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム

[http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum\\_m1.html](http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m1.html)

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

<http://www.youtube.com/watch?v=Uqk0hvNJ7eg&feature=youtu.be>

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

[http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum\\_m.html](http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m.html)

### 要望事項 2.

テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口に相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。そのために要望事項 1 を確実に実施して、被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。また、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者対象の電話相談を実施して下さい。それはメディア媒体を使って告知した上で実施して下さい。

### 要望事項 3.

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の急襲は人をパニックに陥れます。その状態を見て精神的問題として対処されることがこれまででしたが、電磁波や超音波と思われませんが、この犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警



察署単位で設けて、一時的にその部屋に収容して様子を見てから判断するようにして下さい。

#### 要望事項 4.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を全ての国民が理解するように促して下さい。国民が知ることがその抑止につながります。そのため警察の広報活動の中で当NPOを紹介するとともに、上記フォーラムの録画を国民も観るように促して下さい。また警察関連施設でのパネル展示やポスターの掲示をご承認下さい。

#### 要望事項 5.

科学警察研究所において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使用されている以下のような武器、装置、システムの調査研究、及びそれらが使用された場合それを探知する方法の調査研究を徹底して下さい。またそのような武器、装置、システムを掌握して悪用している組織を警察力挙げて特定して下さい。

- ① テクノロジー犯罪には特定個人を絶えずつきまとうテクノロジーが使われています。これがテクノロジー犯罪の最も基本的な技術であることから第一の基礎テクノロジーと称しております。この技術を掌握しているのは限られた人間と考えます。警察力を挙げてその組織を特定して下さい。テクノロジー犯罪はこれまでの捜査手法では労多くして益少ないものとなります。そのことから捜査の必要が生じないようにすることが肝要で、テクノロジー犯罪を発生させないことであります。それには本犯罪に使われているつきまといテクノロジーを究明してそれを掌握している組織を警察力挙げて特定しておくことであります。
- ② テクノロジー犯罪には聴覚・視覚神経を迂回して脳に直接音声・映像を送信する技術が使われています。通信の最先端技術の悪用と考えられますが、この技術を究明してそれを掌握している組織を警察力挙げて特定して下さい。
- ③ テクノロジー犯罪には人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動をコントロールする技術が使われています。これが要望趣旨⑫で説明した本来の意味でのサイバー（サイバネティクス）技術であります。軍事技術の範疇に入るものと考えますが、国民に悪用されている以上軍事技術とはいえ守秘義務で守られるべきではありません。その技術を究明してそれを掌握している組織を警察力挙げて特定して下さい。
- ④ テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で病気でないにもかかわらず病気の症状を誘発し、さらには病気を装って抹殺する技術が使われています。前記バリー・トゥロー氏は精神疾患だけでなく心臓発作も癌も誘発

できると証言しております。日本で使われている同様の技術は国産なのか否か、それを使用しているメンバーは日本人なのか否か、そしてその組織を究明する必要があります。

- ⑤ テクノロジー犯罪には身体各部位をピンポイントで攻撃できる技術が使われています。臓器・目・耳・陰部等をピンポイントで急襲、空気の弾のようなもので急襲と様々ですが、そのような技術を究明してそれを掌握している組織を警察力挙げて特定して下さい。
- ⑥ テクノロジー・嫌がらせ両犯罪には、落とされた異物をコントロールして標的に命中させる技術が使われています。この技術を解明してそれを掌握している組織を警察力挙げて特定して下さい。
- ⑦ 嫌がらせ犯罪には、家の中の人の動向を走査し、絶妙のタイミングで嫌がらせを行なう技術が使われています。そのような高度な監視技術+嫌がらせシステムを究明して、それを掌握している組織を警察力挙げて特定して下さい。

#### 要望事項 5.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を行なっている全国的な組織及びその連絡網を究明して公表して下さい。要望趣旨⑩に記しましたように、職員活動として行われていることも考えられます。要望趣旨⑫に記しましたように、軍事技術であるサイバネティクス技術開発のための人体実験の対象とされている可能性もあります。全国網の目のように張り巡らした犯罪組織を維持するために絶えず誰かをターゲットにして訓練していることも考えられます。あらゆる分野で日本人の台頭を阻むために行なわれていることも考えられます。日本人の常識では考えられない犯罪組織を徹底究明してその結果を公表して下さい。

#### 要望事項 6.

警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。

#### 要望事項 7.

テクノロジー犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備をして下さい。

#### 要望事項 8.

テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を警視庁及び道府県警察本部に設けて下さい。

#### 要望事項 9.

嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備をして下さい。

#### 要望事項 10.

嫌がらせ犯罪を捜査する部署を警察署単位で設けて下さい。

#### 要望事項 11.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全警察官を対象としたアンケート調査を実施して下さい。それには要望事項1を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように考えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が警察署に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報が知らせだけでなく、被害者に対しておかしな対応をするようにとの指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か、等を問うアンケート調査であります。その結果と当 NPO のアンケート集計結果とを比較すれば当 NPO の訴えを別の面から裏付けることとなります。また全警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

#### 要望事項 12.

当 NPO 東京定例会、札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡・沖縄で開催している被害者による集いに職員を派遣して被害実態の把握に努めるよう警視総監及び道府県警察本部長に指示して下さい。

#### 添付書類

- |   |     |
|---|-----|
| 1. テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰する<br>法整備を求める署名 339 筆 | 1 部 |
| 2. 会員名簿   | 1 部 |
| 3. 『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』第一巻、第二巻                   | 2 冊 |
| 4. 被害者 1, 323 名居住県表                               | 1 枚 |
| 5. 『マイクロウェーブ技術の危険性』                               | 1 部 |
| 6. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』                                | 1 部 |
| 7. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』                       | 1 部 |

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 8. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』      | 1 部 |
| 9. 『生命倫理問題に関するアメリカ大統領諮問委員会』証言記録 | 1 部 |
| 10. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書  | 1 部 |
| 11. 2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て要望書  | 1 部 |
| 12. 2011年5月19日付安藤隆春元警察庁長官宛て要望書  | 1 部 |
| 13. パンフレット                      | 1 部 |
| 14. チラシ                         | 1 枚 |

以上